

自治KEN⑥ 別冊資料

▼ 論点の「問い」と「決めたいこと」チェックシート

班	項目と重要度	論点（話し合っ決めたいこと）
1	<p>①市民の定義★ 【p1】</p> <p>②市民の権利★★ 【p4】</p> <p>③市民の役割と責務★★★ 【p7】</p>	<p>①市民とは誰のこと？ どう定義するか？ (市内に) <input type="checkbox"/> 居住する者 <input type="checkbox"/> 通勤する者 <input type="checkbox"/> 通学する者 (市内で) <input type="checkbox"/> 活動 <input type="checkbox"/> 事業(を行なう個人又は法人) ※外国籍の住民を含めるか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> なぜか？()</p> <p>②市民の権利をどこまで規定するか？ <input type="checkbox"/> 知る権利 <input type="checkbox"/> 参加する権利 <input type="checkbox"/> 行政サービスを受ける権利 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>③市民の役割と責務をどこまで規定するか？ <input type="checkbox"/> まちづくりの推進、担い手としての自覚 <input type="checkbox"/> 自らの発言と行動に責任を持つ <input type="checkbox"/> 行政サービスに対する応分の負担 <input type="checkbox"/> その他() ※事業者の責務を特筆するか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その内容は？() ※大学や学生の責務を特筆するか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その内容は？()</p>
2	<p>①条例の位置付け★★★ 【p10】</p> <p>②自治(まちづくり)の基本原則 ★★★ 【p12】</p>	<p>①条例の位置付けをどうするか？(最高規範性) <input type="checkbox"/> 最高規範 <input type="checkbox"/> まちづくりの基本規範 <input type="checkbox"/> 最も重視する条例 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>②自治の基本原則として何をどこまで規定するか？ <input type="checkbox"/> 情報共有の原則 <input type="checkbox"/> 市民参加の原則 <input type="checkbox"/> 協働の原則 <input type="checkbox"/> その他()</p>
3	<p>①市民参加と協働★★★ 【p15】</p> <p>②子どもの参加の権利★★ 【p21】</p>	<p>①参加と協働の仕組みをどこまで規定するか？ <input type="checkbox"/> 基本的な考え方のみを記載する <input type="checkbox"/> 具体的な仕組みは委任条例に(市民参加条例等) <input type="checkbox"/> 具体的な仕組みを詳細に記載する <input type="checkbox"/> その他() その内容は？() ※参加は強制されない旨や不参加による差別を受けないと旨を規定するか？ <input type="checkbox"/> 参加を強制しないことを記載する <input type="checkbox"/> 不参加による差別を禁止することを記載する</p> <p>②子どもの参加の権利をどこまで規定するか？ ※子どもの参加の権利を特筆するか？ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その内容は？()</p>

班	項目と重要度	論点（話し合っ決めてたいこと）
4	<p>①市（行政）の役割と責務 ★★★★ 【p23】</p> <p>②総合計画★★ 【p26】</p>	<p>①担い手の区別の仕方はどうするか？</p> <p><input type="checkbox"/>市（行政）の役割と責務としてまとめて記載する</p> <p><input type="checkbox"/>市長、職員に分けて記載する</p> <p><input type="checkbox"/>市長、職員、執行機関等に細かく分けて記載する</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>その内容は？</p> <p>市長（ ）</p> <p>職員（ ）</p> <p>執行機関（ ）</p> <p>②総合計画をどのように規定するか？</p> <p>※総合計画の策定について規定するか？ はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p> <p>その内容は？（ ）</p>
5	<p>①まちづくり協議会★★★★ 【p28】</p> <p>②市民活動・自治活動の推進と担い手★★ 【p31】</p>	<p>①まちづくり協議会をどのように規定するか？</p> <p>※「まちづくり協議会」について規定するか？ はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p> <p>その内容は？（ ）</p> <p>②自治の推進単位や関係をどう整理するか？</p> <p>※【参考】自治の単位</p> <p>◇区、自治会等の地縁団体</p> <p>◇小学校区単位ごと等の地域自治組織（まちづくり協議会）</p> <p>◇NPO等の市民活動団体</p> <p>◇その他（ ）</p> <p>※各種団体や活動を規定するか？ はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p> <p>その内容は？（ ）</p>
6	<p>住民投票★★★★ 【p34】</p>	<p>住民投票をどのように規定するか？</p> <p><input type="checkbox"/>常設、詳細まで条例に規定する</p> <p><input type="checkbox"/>常設、委任条例で規定する</p> <p><input type="checkbox"/>念押し規定とする</p> <p><input type="checkbox"/>書かない</p>

論点ペーパー01：「市民」の定義、市民の権利と役割・責務

①「市民」の定義（用語の定義） ★

■条例内で使用される用語の定義をしなければなりません。特に、「市民」の定義が論点になることが多いです。

○条例では、誰もが正確に用語を解釈できるようにするため、「市民」や「協働」、「市民活動団体」など、条例内で使用する用語の定義づけを行う必要があります。

○「参加」「協働」「まちづくり」は、一般的に多くの自治体で定義されています。そのほか、「まちづくりの担い手」（大口町）、「コミュニティ」（柏崎市、安城市、知立市）、「地域活動団体」（一宮市）、「非営利活動団体」（一宮市）、「市政」（流山市）などの用語が定義づけされています。

○定義すべき用語は、実際にどのような用語を長久手市の条例で使用するか、使用する文言や条例全体の構成に左右されるので、条例全体を眺めてみて最終的な調整を必要とします。

○したがって、ここでは、「市民」の定義づけについて検討するにとどめます。

論 点

■市民とは誰のこと？ どのように定義するか？

(市内に) 居住する者 通勤する者 通学する者
(市内で) 活動(ボランティアやNPO等の) 事業(を行なう個人又は法人)
※外国籍の住民を含めるか？ はい いいえ
なぜか？ ()

参考：他の自治体では

【日進市】

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

【東郷町】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち町内において、事業を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 議会 東郷町議会の議員によって構成される町の基本的な事項の団体意思を決定する機関をいいます。
- (4) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいいます。
- (5) まちづくり 町民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (6) 参画 町民又は町が実施するまちづくりにおける事業の企画、実施及び評価の各段階において、町民が自主的に意見を述べ、事業の実施に直接関与することをいいます。

- (7) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、対等な立場で相互に連携し、又は協力することをいいます。

【みよし市】

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力することをいいます。

【豊田市】

第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

- 2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

【一宮市】

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの(地域活動団体を除きます。)をいいます。

【岩倉市】

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 市民、議会及び執行機関によって構成され、それぞれの役割と責務の下、総合的に行政を行う地方自治体をいいます。
- (4) 市政 市が行う政治及び行政をいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。
- (6) まちづくり 市民が幸せに暮らしていけるよう、魅力的なまちにしていくための活動及び事業をいいます。
- (7) 地域団体 行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいいます。
- (8) 市民活動団体 特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。
- (9) 市民自治活動 市民が自主的に行うまちづくりのための多様な公益的活動をいいます。

【大口町】

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「住民」とは、次の三つの者をいいます。
 - ア 大口町内に居住する個人

- イ 大口町内で営利を目的としない活動を継続的に行う住民団体
ウ 大口町内で公益、非営利又は営利を目的に活動している事業所
- (2) 「まちづくりの担い手」とは、次の三つの者をいいます。
ア 住民や地域自治組織
イ 大口町外から大口町に通勤又は通学している個人
ウ 大口町のまちづくりに関わる大口町外に居住する個人
- (3) 「地域自治組織」とは、第9条に定めるものをいいます。
- (4) 「町の執行機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。また、これらを補助する職員を執行機関に含めます。
- (5) 「参加」とは、町の執行機関が行う政策の形成や実施とその評価に、住民又はまちづくりの担い手が意見、提案等を行うことにより意思表示することをいいます。
- (6) 「協働」とは、次の二つのことをいいます。
ア まちづくりの担い手が、営利を目的とせず公共の課題を解決するため、相互に連携や協力をする
こと。
イ まちづくりの担い手と町の執行機関が、共通の課題を解決するため、相互に尊重しあい、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、平等な立場で連携や協力を行うこと（この後、「町の執行機関との協働」といいます。）。
- (7) 「まちづくり」とは、大口町を活性化するため、地域社会が抱えている課題を解決する取組や地域社会の価値を創造するための取組をいいます。

【高浜市】

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みません。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

【伊賀市】

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
《以下省略》

【名張市】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

②市民の権利 ★★★

■自治を推進していくにあたって担保すべき市民の権利を定めることが求められます。

- 自治を推進していくにあたって担保しなくてはならない市民の権利を定めるものです。先行条例の多くは、「知る権利」と「参加の権利」、「行政サービスを公平に受ける権利」の3つを「市民の権利」として位置づけています。
- 日進市は、6条にわたって市民の権利を位置づけているのが特徴的です。「生存権」については、日本国憲法第25条で保障されています。また、「環境権」については、日本国憲法には、明示的に規定した条文は存在しないが、多くの学説が環境権を認めており、根拠条文として、憲法第13条（幸福追求権等）や第25条（生存権等）が挙げられています。このように法律で位置づけられていることを自治基本条例に盛り込むかどうかというのは論点の一つです。
- また、大口町では、「町民の権利」という条文はなく、「第4条 参加と協働の基本的な約束」の中で、「子どもの権利」や「情報公開を受ける権利」などを位置づけています。
- 大口町では、「住民主権」（第3条）を規定しているのが特徴。

論点

■市民の権利をどこまで規定するか？

- 知る権利 参加する権利 行政サービスを受ける権利
- その他()

【Point】

- ◆他法令や憲法等で位置づけられていることをあえて重複させて、念押し規定的に自治基本条例にも位置づけるべきかどうか。
- ◆日進市のように、多岐にわたって市民の権利を規定するべきかどうか。

参考:他の自治体では

【日進市】

(個人の尊厳)

第5条 市民は、年齢、性別、国籍その他社会的地位によるもの等いかなる差別も受けることなく、平等な個人として尊重されます。

(平和的生存権)

第6条 市民は、穏やかな暮らしのもと、平和で安全に生きる権利を持ちます。

(環境権)

第7条 市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。

(知る権利)

第8条 市民は、市政について市議会及び市の執行機関の持っている情報を知る権利を持ちます。

(個人情報保護)

第9条 市民は、個人に関する情報が侵されることのないよう保護される権利を持ちます。

(権利の尊重)

第10条 前5条に規定する市民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とします。

【東郷町】

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心して幸せに暮らすことができます。

2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知るることができます。

- 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。
- 4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

【みよし市】

第6条 市民は、快適な環境において安全で文化的な生活を営むことができます。

- 2 市民は、執行機関が行う政策の立案、実行及び評価（以下「政策立案等」という。）に参画することができます。
- 3 市民は、議会及び執行機関が保有する情報を知ることができます。
- 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができます。

【豊田市】

（市民の権利）

第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。

- (1) 市政に参画すること。
- (2) 市政に関する情報を知ること。
- 2 市民は、行政サービスを受けることができます。

【一宮市】

（市民の権利）

第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

- 2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

【岩倉市】

（市民の権利）

第5条 市民は、市政及びまちづくりに等しく参加する権利を有します。

- 2 市民は、議会及び執行機関が保有する情報について知る権利を有します。
- 3 市民は、議会及び執行機関が提供するサービス（以下「行政サービス」といいます。）を等しく受けることができます。

【大口町】

※「第4条 参加と協働の基本的な約束」の中で、「子どもの権利」や「情報公開を受ける権利」などを位置づけています。

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
- (3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
- (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。

第3条 地方自治における主権は住民にあり、地方自治は住民の意思と責任で営まれなければなりません。

【高浜市】

（市民の権利）

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

（子どものまちづくりに参加する権利）

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【伊賀市】

（自治の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する **情報を共有する権利** を有する。
- (2) 市民は、**まちづくりに参加する権利** を有する。
- (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定に基づくものとする。
- (4) まちづくりは、まずは市民が行い、さらに地域や市が補完して行う。
- (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

(**情報への権利**)

第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなくてはならない。

【名張市】

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する **情報を知る権利** 及び **市政に参画する権利** を有する。

2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(情報公開)

第12条 市は、**市民の知る権利を保障**し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

【大和市】

第9条 (市民の権利)

- 1、市民は、個人として尊重され、快適な環境において **安全で安心な生活を営む権利** を有する。
- 2、市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映 (**以下「政策形成等」という。**) の過程に参加する権利を有する。
- 3、市民は、市議会及び執行機関が保有する **情報を知る権利** を有する。
- 4、市民は、執行機関が行う **行政サービスを受けることができる。**

③市民の役割と責務



■自治を推進していくにあたって市民が担うべき役割と責務を定めます。

- 権利の規定と対になる責務の規定です。法的な「義務」として強制するものではなく、市民自治の主体として、また、市と対等なパートナーとして、長久手市民が主体的に果たす「役割」や「責務」を定めるものです。
- 「事業者」や「コミュニティ」など、「市民」といっても個人の市民に限定せず、どこまで区分して役割や責務を盛り込むかどうか検討する必要があります。※ただし、「市民」の定義に事業者も含まれているケースとそうでない場合は異なります。

■市民の役割と責務をどこまで規定するか？

- まちづくりの推進、担い手としての自覚
- 自らの発言と行動に責任を持つ
- 行政サービスに対する応分の負担
- その他()
 - ※事業者の責務を特筆するか？ はい いいえ
 - その内容は？()
 - ※大学や学生の責務を特筆するか？ はい いいえ
 - その内容は？()

論点

【Point】

- ◆大口町では、第6条2項で「……責任ある発言と行動に努めます。」と、まちづくりの担い手の責任ある発言と行動について明記している。伊賀市や名張市、大和市、茅ヶ崎市も同様。
- ◆「経費の応分の負担をする」という旨が市民の責務として位置づけている条例がみられる（日進市、岩倉市、安城市、伊賀市、大和市など）。憲法に納税の義務が謳われているように自治基本条例でも受益者負担を責務として謳うべきか。条例に掲載する場合、障がい者や高齢者、低所得者等へ配慮した表現はどうすればよいか（応益負担⇔応能負担）。
- ◆「事業者の責務」や「コミュニティの役割」も規定する方向で考えるべきか。茅ヶ崎市では、第7条において「事業者の責務」を明記している。また、高浜市や東郷町でも「事業者の責務」を位置づけている。

参考：他の自治体では

【日進市】※市民に事業者も含む

第11条 市民は、良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任を持ちます。

2 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託に的確に答えているかどうかを見守るよう努めます。

3 市民は、行政サービスその他市政の執行に要する費用について、応分の負担をします。

【東郷町】※市民に事業者も含む

(町民の責務)

第6条 町民は、まちづくりに関心を持ち、これに主体的に参画するよう努めます。

2 町民は、まちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

- 2 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、積極的に地域に貢献するとともに、東郷町のまちづくりに寄与するよう努めます。
- 3 事業者は、事業を行うに当たっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮する責務を有します。
- 4 事業者は、事業を行うに当たっては、雇用における男女の均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

【みよし市】 ※市民に事業者も含む

第7条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。

- 2 市民は、政策立案等の参画においては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、**行政サービスに伴う負担を分任します。**

【豊田市】 ※事業者も含む

(市民の責務)

第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。
- 4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。

【一宮市】 ※市民に事業者も含む

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

【岩倉市】

(市民の役割と責務)

第6条 市民は、自治の担い手であることを自覚し、互いを尊重し、協力して、まちづくりを推進するよう努めるものとします。

- 2 市民は、市政及びまちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持ち、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮するものとします。
- 3 市民は、**行政サービスその他行政の執行に対して応分の負担**をするものとします。

【大口町】 ※市民に事業者も含む

(まちづくりの担い手等の役割)

第6条 まちづくりの担い手は、参加と協働のまちづくりの取組において、**責任ある発言と行動に努めます。**

- 2 まちづくりの担い手は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、事業を実施する理由、目的等を公表し、事業の実施に当たってはその継続と改善に努めます。
- 3 住民は、地域自治組織における自らの役割を踏まえ、積極的に地域自治組織で活動するよう努めます。

【安城市】 ※市民に事業者も含む

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。

- 2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。
- 3 市民は、**行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。**
- 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。
- 5 市民は、安城市民憲章を尊重します。

【高浜市】 ※市民に事業者も含む

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとし、

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

【伊賀市】 ※市民に事業者も含む

(まちづくりの参加における市民の責務)

第13条 私たち市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなくてはならない。

2 私たち市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

【名張市】 ※市民に事業者も含む

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

【大和市】 ※市民に事業者も含む

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

【茅ヶ崎市】 ※市民に事業者も含む

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

論点ペーパー02：条例の位置づけ（最高規範性）と自治の基本原則

1. 条例の位置づけ ★★★

■多くの自治体では、自治基本条例等を最高規範的な条例として位置づけています。

- 日進市やみよし市、岩倉市、高浜市、名張市、流山市などでは、「最高規範」と明言していますが、一宮市では、「市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明」と表現しています。また、大口町では、前文において、「まちづくりの基本規範」、東郷町では、「東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例」としています。
- 表現は、自治体によって異なりますが、多くの自治体においても、最高規範性をうたっていますが、豊田市では、最高規範性にはふれずに、「他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。」にとどまっています。

論点

■条例の位置づけをどうするか？（最高規範性）

- 最高規範
- まちづくりの基本規範
- 最も重視する条例
- その他()

【Point】

- ◆自治基本条例を最高規範と位置づけることで、市の条例の間に上下関係をつくるべきか。最高規範性のある程度謳うが、表現は改めるかどうか。
※政治的に自治基本条例制定そのものに反対の姿勢を示している団体では、最高規範と位置づけることを問題視しています。

参考：他の自治体では

【日進市】

第2条 この条例は、日進市が定める最高規範です。日進市における他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【東郷町】

第3条 この条例は、東郷町のまちづくりにおいて、最も重視する条例であり、町民、議会及び町は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【みよし市】

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図ります。

【豊田市】

第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

【一宮市】

第2条 この条例は、**市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明**であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

【岩倉市】

第2条 この条例は、岩倉市が定める**最高規範**であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとします。

【大口町】

※前文で下記のように、条例の最高規範性を位置づけています。

私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、**まちづくりの基本規範**として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。

【高浜市】

第3条 この条例は、**高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範**であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

【伊賀市】

第5条 この条例は、**市政の基本事項について市が定める最高規範**であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

【名張市】

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の**自治の推進における最高規範**であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

【流山市】

第2条 この条例は、流山市が定める**市民自治及び市政に関する最高規範**であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。

2. 自治の基本原則 ★★★

■自治を実現するための決まりを定めます。

- 長久手らしい自治を実現するために、最も大切にしなければならない、最も基本に据えなくてはならない決まりを基本原則として定めます。
- 「参加及び協働の原則」や「情報共有の原則」などを基本原則として位置付けている自治体が一般的です。なお、大口町については、自治の基本原則ではなく、「参加と協働についての基本的な約束」を位置付けているのが特徴的です。
- なお、平成 22 年度に作成した「ながくて協働ルールブック 2010」では、「協働を進める上での基本原則（協働の心構え）」を下表のように位置付けていますので、これも参考にすることが大切です。

▼参考：「ながくて協働ルールブック 2010」における「協働の原則」

①補完性の原則（地域でふれあい互いに足りない部分を補って助け合う）	個人や団体には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に活かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。
②目的・目標共有の原則（志（思い）を共有し合う）	協働するに当たり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意义がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。
③対等の原則（同じ目線で取り組む）	協働を進めていくときは、「行政は住民活動団体を下請け感覚」、「住民は行政に依存」では今までと何ら変わりません。お互いがともにまちづくりの主役として認め合い、対等なパートナーとして取り組むよう心がけましょう。
④相互理解の原則（お互いに理解し、信頼関係をつくる）	協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。お互いの「立場」や「特性」を理解し、尊重し合うことが大切です。
⑤公開性の原則（協働で行う事業は、広くみんなに知ってもらう）	自分たちの地域を良くしていくためには、事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と協力がなければうまくいきません。そのためにも事業を広く公開し、より多くの方々に協働の意義を知ってもらうことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

■自治の基本原則として何をどこまで規定するか？

論点

- 情報共有の原則 市民参加の原則 協働の原則
 その他()

参考：他の自治体では

【日進市】

第4条 市民主体の自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

- (1) 平等な社会 市民、市議会及び市の執行機関は、人権が尊重され、公正、公平かつ平等な社会の実現に努めます。
- (2) 市民主体の自治の推進 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性や能力を発揮し、自覚と責任を持ってお互いを尊重し支えあいながら、市民主体の自治を推進します。

- (3) 自立した自治体 日進市は、自立した自治体として、国及び愛知県との適切な役割分担により、民意のもとに自らの判断と責任において、市政を行います。
- (4) 協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、協働して市民主体の自治を推進します。
- (5) 市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、市民からの信託をもとに市政を行います。
- (6) 男女共同参画の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、男女の平等を基本とし、共同参画のもとに市民主体の自治を推進します。
- (7) 情報共有の原則 市議会及び市の執行機関は、その保有する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

【東郷町】

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 東郷町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、広く町民がまちづくりに参画し、町民、議会及び町が連携しながら協働することによって進めることを原則とします。
- 2 東郷町のまちづくりは、町民、議会及び町がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。
- 3 東郷町のまちづくりは、議会及び町が町民に対して町が行う施策について常に分かりやすく説明することを原則とします。
- 4 東郷町のまちづくりは、男女の性別にかかわらず共に参画して実施することを原則とします。

【みよし市】

(基本原則)

第5条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 参画及び協働の原則 市民は、まちづくりの主役として、市政への参画と協働を推進します。
- (2) 情報の共有の原則 市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (3) 公正及び対等の原則 協働によるまちづくりは、公正で対等な関係のもとで進めます。
- (4) 信託による行政運営の原則 市長は、市民の代表者として、その信託に応えるため、市民自治のまちづくりの考 えのもと、責任を持って行政運営を進めます。

【豊田市】

第2章 まちづくりの基本的な原則

(市政への参画)

第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。

(共働によるまちづくり)

第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。

(情報の共有)

第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。

(説明責任)

第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

【一宮市】

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則(まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)
- (2) 参加の原則(市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。)
- (3) 協働の原則(協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。)
- (4) 有効性の原則(有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。)

【岩倉市】

第4条 岩倉市における自治の基本となる原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主体の原則 市民は、自治の担い手として、それぞれの個性、能力等を発揮し、自覚と責任を持って市民主体のまちづくりを推進します。
- (2) 情報共有の原則 市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。
- (3) 協働の原則 市民、議会及び執行機関は、協働してまちづくりを推進します。

- (4) 信頼の原則 市民、議会及び執行機関は、互いに尊重し合い、常に 信頼関係を築くための努力をします。
- (5) 信託による市政の原則 議会及び執行機関は、市民の意思を尊重し、 市民からの信託に基づき市政を行います。

【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けせん。
- (3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
- (4) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努めなければなりません。
- (5) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必要な連絡、調整等に努め、互いに平等な関係を実現しなければなりません。
- (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。
- (7) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して説明をする機会、参加の機会や事業の成果に関して報告する機会が認められます。

【一宮市】

(市民参加と協働の原則)

第4条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。

(情報共有の原則)

第5条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有します。

【高浜市】

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるもの とします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を 保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれ が持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

【伊賀市】

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。
- (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。
- (4) まちづくりは、まず市民自らが先行し、さらに地域や市が補完して行う。
- (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

【名張市】

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。
- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

論点ペーパー03：市民参加と協働、子どもの権利

①市民参加と協働 ★★★

■自治を推進していくためには、市政やまちづくりへの市民参加を保障するための仕組み等を定めていくことが求められます。

○日進市や岩倉市、安城市、大和市では、他条例に詳細事項は委ねています。一方、大口町では、「第5章 参加と協働の約束に基づく制度」ということで、かなり詳細にわたって参加と協働の制度を位置づけています。また、伊賀市や名張市も大口町ほどではないですが、やや詳細に参加と協働の制度を位置づけています。

○大口町（第4条）や一宮市（第6条）では、参加を強制されることのないような規定があります。また、高浜市（第5条）や柏崎市（第7条）では、不参加や不参加を理由とした不利益な扱いや差別的な扱いの禁止を規定しています。このように、不参加の権利も規定すべきかどうか論点の一つになります。

論点

■参加と協働の仕組みをどこまで規定するか？

- 基本的な考え方のみを記載する
 - 具体的な仕組みは委任条例に（市民参加条例等）
 - 具体的な仕組みを詳細に記載する
 - その他（ ）
- その内容は？（ ）

※参加は強制されない旨や不参加による差別を受けない旨を規定するか？

⇒ p6参照

- 参加を強制しないことを記載する
- 不参加による差別を禁止することを記載する

参考：他の自治体では

【日進市】

（市民参加）

- 第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。
- 2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。
- 3 市民は、子どもが能力に応じた役割を果たすことができるよう、適切な支援に努めます。
- 4 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。
- 5 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【東郷町】

（町民参画及び協働）

第10条 議会及び町は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民が参画しやすい環境を

整備します。

- 2 町民は、まちづくりの主演として町政に関心を持ち、まちづくりに主体的に参画するよう努めるとともに、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。
- 3 町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いに対等の立場で相互に理解を深め、信頼関係を築きながら協働してまちづくりを推進します。

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。

- 2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。
- 3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。
- 4 町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

【みよし市】

(協働の推進)

第20条 市は、市民の自主的な活動を尊重し、協働によるまちづくりを推進します。

【豊田市】

第4章 参画と共働

(市民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

- 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。
- 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

(共働の推進)

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

【一宮市】

(情報共有)

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

(市民の参加の機会の保障)

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どもころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

【岩倉市】

(市民参加と協働)

第10条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。

2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。

- 3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。
- 4 前各項に定めるもののほか、**市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定める**ものとします。

【大口町】

※第2章 基本理念で（参加と協働の基本的な約束）と（参加と協働の効果）を位置づけている。

（参加と協働の基本的な約束）

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
- (3) 子ども（満20歳未満の個人をいいます。）も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。
- (4) 議会と町の執行機関は、まちづくりの担い手が参加と協働を進めることができるよう努めなければなりません。
- (5) 町の執行機関は、まちづくりの担い手の自主的な活動が促進されるよう必要な連絡、調整等に努め、互いに平等な関係を実現しなければなりません。
- (6) まちづくりの担い手は、町の執行機関が保有する情報について、正確な内容により積極的に公開を受ける権利が認められています。
- (7) まちづくりの担い手は、町の執行機関と協働で行う事業に関して説明をする機会、参加の機会や事業の成果に関して報告する機会が認められます。

（参加と協働の効果）

第5条 参加と協働は、次のようなまちづくりを実現します。

- (1) まちづくりの担い手が持つ知恵や工夫がまちづくりに活かされます。
- (2) まちづくりの担い手が得意とする分野と町の執行機関が得意とする分野を活かしあうことにより、無駄なく効果的な課題解決が図られます。
- (3) 多様なまちづくりの担い手により、様々な状況に応じてきめ細かな活動や援助を提供することができます。
- (4) 地域自治組織が地域自治を担うことにより、その地域に根差した課題を効果的に解決することができます。
- (5) 町の執行機関が、まちづくりの担い手に対し説明責任を果たすことで、互いの信頼関係を築くことができます。

※「第5章 参加と協働の約束に基づく制度」で、（まちづくり提案会議）や（政策検討会議）など、計6条にわたってかなり詳細にわたって参加と協働の制度を位置づけている。

第5章 参加と協働の約束に基づく制度

（まちづくり提案会議）

第12条 住民の連署により大口町全体を対象とする政策の提案があったときには、「公平」「発展」「安全」「共生」「協働」の実現を基準として、政策の提案者と町の執行機関がその提案の必要性、実現の可能性等について共同で検討します（この後、この手続きを「まちづくり提案会議」といいます。）。ただし、次の事項はまちづくり提案会議の対象となる事項から除きます。

- (1) 町の執行機関の権限でない事項
- (2) 議会や町の執行機関の人事に関する事項
- (3) 既にまちづくり提案会議で検討の対象とした事項や規則の定めるところにより、まちづくり提案会議において検討することが適さないと判断され、その旨を公表した事項で、再度検討を行うことを要しないと認められる事項
- (4) 第1号から第3号に定めるもののほか、まちづくり提案会議の対象とすることが適当でないと認められる事項

(政策検討会議)

第13条 町の執行機関は、住民の生活や活動とまちづくりの担い手の活動に大きく影響を及ぼすことが考えられる政策の実施に当たっては、事前にその政策の目的、目標、方法その他必要な情報を、住民又はまちづくりの担い手に説明し、意見や提案を受けるものとします（この後、この手続きを「政策検討会議」といいます。）。

2 町の執行機関は、次のことを公表するものとします。ただし、大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号。この後「情報公開条例」といいます。）第7条各号の情報に当たるものについては、公表しないものとします。

- (1) 意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 政策検討会議に参加できる者の資格
- (3) 政策検討会議を開催する日時と場所

第14条 重要な計画や条例を策定し、又は変更するときは、事前に町の執行機関は次のことを公表して、住民又はまちづくりの担い手の意見や提案を受けるものとします（この後、この手続きを「意見公募手続」といいます。）。

- (1) 意見や提案を受けようとする計画、条例、制度等の案やこれらに関連する資料
- (2) 意見や提案を行うことができるものの範囲
- (3) 意見や提案の提出先と提出の方法
- (4) 意見や提案の提出期間

(制度の選択)

第15条 町の執行機関は、政策検討会議又は意見公募手続のどちらかの方法を選択できるものとします。

(出前対話)

第16条 まちづくりの担い手から町の政策について、説明の要望があるときは、町の執行機関はその説明を行い、又はまちづくりの担い手との意見交換を行うものとします（この後、この手続きを「出前対話」といいます。）。

(地域懇談会)

第17条 町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に一回以上小学校区ごとに、議会、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手とともに、大口町のまちづくりについて意見交換を行うものとします（この後、この手続きを「地域懇談会」といいます。）

【高浜市】

第4章 参画と協働

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【伊賀市】

第2節 市民参加の制度保障

(計画策定における市民参加の原則)

第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。

(計画策定における市民参加の手続)

第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。

2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする

3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする

(審議会への市民参加)

第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その期間の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなくてはならない。

【名張市】

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

【安城市】

(市民参加)

第14条 市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

【大和市】

(運営原則)

第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

※「(委任) 第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。」として、それぞれ『市民参加に関する条例』、『行政評価に関する条例』、『住民投票に関する条例』を別に制定し、必要な事項を委任することを定めている。

参考:参加は強制されない旨や不参加による差別を受けない旨を記載している自治体

【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

- (1) 参加と協働は、まちづくりの担い手の意思と判断によるものであり、強制されることはありません。
- (2) まちづくりの担い手の自主的な活動や参加と協働は制限をされず、また干渉を受けません。
- (3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

参考

【柏崎市】

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

【高浜市】

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

【一宮市】

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

②子どもの参加の権利 ★★

■自治や参加・協働のまちづくりを進めていく上で、子どもの参加の権利を特筆して盛り込むかどうか論点になるケースがあります。

- 子どもに参加関係については、日進市の場合は、第15条の2項において「子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。」というようにできる規定を権利として保障しています。大口町もおおむね同様です。
- 一方、大和市の場合は、子どもの権利参加権ではなく、第11条として、子どもが健やかに育つ環境をつくる市の責務を位置づけています。一宮市の場合も概ね同様で、第9条に「子どもの参加の機会の保障」を規定しています。流山市も同様です。
- 柏崎市の場合は、子どもの権利や市の責務としての位置づけではなく、また、子どもの参加を保障しているものではありませんが、第6条まちづくりの目標において、子どものためのまちづくりのことが設けられています。

論点

■子どもの参加の権利をどこまで規定するか？

※子どもの参加の権利を特筆するか？ はい いいえ
その内容は？()

参考：他の自治体では(子どもの参加の保障)

参考

【日進市】

(市民参加)

第15条 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

2 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいかたちで市政に参加することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

【東郷町】

(町民の権利)

第5条 町民は、東郷町において、安全かつ安心で幸せに暮らすことができます。

2 町民は、議会及び町が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。

3 町民は、まちづくりに参画することができるとともに、子どもは、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。

【一宮市】

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

【大口町】

(参加と協働の基本的な約束)

第4条 参加と協働については、次のことを基本的な約束とします。

(3) 子ども(満20歳未満の個人をいいます。)も、参加と協働のまちづくりに加わり活動する権利が認められます。

【高浜市】

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【大和市】

(子ども)

第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

【流山市】

(子どもの意見表明の機会の保障)

第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。

【柏崎市】

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

(4) 次世代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

論点ペーパー04：市の役割・責務と市政運営

① 市長・（行政）執行機関・市職員の役割・責務 ★★★

■市長・（行政）執行機関・市職員の役割・責務を定めます。

- 大口町は、「町の執行機関の役割」ということで、市長や職員区分はしていません。
- 日進市やみよし市などでは、「市長」と「市職員」に区分してそれぞれの役割・責務を定めています。
- 「市長」と「市職員」に加えて、一宮市では「執行機関」、伊賀市では「市」の3区分それぞれについて役割・責務を定めています。

論点

■担い手の区別の仕方はどうするか？

- 市（行政）の役割と責務としてまとめて記載する
- 市長、職員に分けて記載する
- 市長、職員、執行機関等に細かく分けて記載する
- その他()
その内容は？
市長()
職員()
執行機関()

参考：他の自治体では

【日進市】

（市長の役割と責務）

第13条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託に応え、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

- 2 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組みなければなりません。
- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、リーダーシップを発揮して、市政の運営を行わなければなりません。

（市職員の役割と責務）

第14条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければなりません。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組みなければなりません。

【東郷町】

（町長の責務）

第9条 町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。

- 2 町長は、町民が望むまちづくりを実現するため、公正、公平かつ誠実な町政運営を行います。
- 3 町長は、リーダーシップを発揮し、健全な財政運営及び能率的かつ効率的な町政運営を行います。
- 4 町の職員は、前3項の規定に従い、常に町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら職務を行うとともに、職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

【みよし市】

(市長の責務)

第10条 市長は、市の代表者として、第4条に定める基本理念に従い、市民自治を推進します。

2 市長は、市の事務事業を効率的かつ効果的に執行するとともに、市政運営の課題に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民全体のために働く者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な専門的な知識の習得及び能力の向上に努めます。

【豊田市】

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。

2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

【一宮市】

(市長の役割及び責務)

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

(執行機関の役割及び責務)

第20条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

【岩倉市】

(市長の役割と責務)

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長は、第4条に規定する自治の基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民からの信託に応えなければなりません。

3 市長は、市民の夢を育て、実現する存在でなければなりません。

(職員の役割と責務)

第9条 職員は、市民のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、市民の意見の把握及び情報収集に努めるとともに、積極的に協働のまちづくりを推進しなければなりません。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

【大口町】

(町の執行機関の責務)

第8条 町の執行機関は、この条例の目的と基本理念を理解し、責任を持って行政を推進しなければなりません。

2 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備と基盤整備に努めなければなりません。

3 町の執行機関は、参加と協働のまちづくりの意味を理解し、意識改革や技能の向上を図らなければなりません。

4 町の執行機関は、政策を実施する責任やその結果に対する責任を負うとともに、それらを住民又はまちづくりの担い手に説明する責任を負います。

5 町の執行機関は、住民又はまちづくりの担い手の意見を政策に反映するとともに、政策の実施に参加できるよう努めなければなりません。

【高浜市】

(市長の役割と責務)

第 11 条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第 12 条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

【伊賀市】

(市の責務)

第 43 条 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。

(市長の責務)

第 44 条 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

(職員の責務)

第 45 条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

【名張市】

(市長の役割と責務)

第 9 条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第 10 条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

② 総合計画 ★★★

■計画的な行政運営を進めるための総合計画について定めます。

- 地方自治法の第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」の規定が削除されたことにより、総合計画の法的根拠がなくなりました。
- このため、総合計画策定の法的根拠を自治基本条例に位置付ける自治体が多くなっていますが、大口町、伊賀市のように、自治基本条例で位置付けていない自治体もあります。

論点

■総合計画をどのように規定するか？

※総合計画の策定について規定するか はい いいえ
その内容は？()

参考：他の自治体では

【日進市】

(計画的な市政運営)

第20条 市の執行機関は、この条例に定める基本理念にのっとり総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を行わなければなりません。

【東郷町】

(町政運営)

第13条 町は、町が実施するまちづくりにおける町民の参画を推進し、町民及び議会と連携しながら協働による町政運営に取り組みます。

2 町は、公正かつ公平及び透明性の高い町政運営を基本とし、東郷町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。

3 町は、将来にわたるまちづくりの展望をもとに、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として総合計画を策定し、その計画に従って町政を進めるとともに、その経過又は成果について定期的に公表します。

4 町は、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう能率的かつ効率的な町政運営を行います。

【みよし市】

(総合計画)

第12条 市は、第4条の基本理念に基づき、総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)を策定します。

【豊田市】

(総合的な市政経営)

第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。

2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を上げるよう市政経営を行います。

【一宮市】

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総

合計画」といいます。)を策定します。

- 2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

【岩倉市】

(計画的な市政運営)

第 16 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

- 2 市長は、総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障するものとします。
- 3 市長は、総合計画における基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長が認めた計画等については、議会の議決を経なければなりません。

【高浜市】

(総合計画の策定等)

第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。
- 3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

【名張市】

(総合計画)

第 16 条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

論点ペーパー05：まちづくり協議会と市民活動・自治活動の推進と担い手

① まちづくり協議会 ★★★

■小学校区単位のまちづくりを進めていくために、地域課題の解決を目指すネットワーク組織「まちづくり協議会」の仕組み等について定めていくことが求められています。

- 自治体によって、地域の成り立ち等により、自治組織の名称、構成、位置づけ等が異なるため、条例での取扱いも大きく異なります。
- 一宮市、愛西市では、地域のまちづくりを進めるひとつの仕組みである「まちづくり協議会」については具体的に触れていません。
- 大口町、名張市では、定義や役割について明確にしています。
- 高浜市では、具体的な事項については、別の条例で規定しています。
- 伊賀市では、要件や組織の権能などについても、詳細に規定しています。

論点

■「まちづくり協議会をどのように規定するか？

※「まちづくり協議会」について規定するか？ はい いいえ
その内容は？()

参考：他の自治体では

【一宮市】

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区（地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。）単位でまちづくりをすすめるための施策を講じます。

【大口町】

(地域自治組織の定義)

第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした住民にとって身近な公共的組織であり、「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織です。

2 地域自治組織は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます。

- (1) 大口町南地域自治組織(平成25年12月8日設立)
- (2) 大口町北地域自治組織(平成25年7月7日設立)
- (3) 大口町中地域自治組織(平成25年7月28日設立)

(地域自治組織の役割)

第10条 地域自治組織は、住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとしします。

2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとしします。

第11条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について地域自治組織と話し合い取り組みます。

- 2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

【高浜市】

(地域内分権の推進)

第 16 条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第 17 条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

- 2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。
- 3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

【伊賀市】

(住民自治協議会の定義・要件)

第 24 条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- (4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- (5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

(住民自治協議会の設置)

第 25 条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

- 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。
- 3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。

(住民自治協議会の権能)

第 26 条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。
 - 3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。
 - 4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。
 - 5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

(住民自治協議会への支援)

第 27 条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

(地域まちづくり計画)

第 28 条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第 1 項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第 1 項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

【名張市】

(地域づくり)

第 34 条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

【愛西市(参考)】

第 21 条 市長は、コミュニティの形成に向けて、一定のまとまりのある地域の市民が、互いに協力し、自ら地域づくりに取り組むための最も身近で公的な自治の単位の設置について、地域と協議し、実行していきます。

■市民活動や身近な地域での自治活動（自治会などの地縁活動）の意義や役割、位置付け等について定めます。

○各種団体を細かく区分して規定している自治体もあれば、そうでない自治体もあります。

○一宮市では、地域団体と非営利活動団体に区分して、具体的に規定しています。

○伊賀市、名張市では、市民活動・自治活動について大きく規定し、そのあとの条項で、まちづくり協議会について別途定めています。

論点

■自治の推進単位や関係をどう整理するか。

※【参考】自治の単位

◇区、自治会等の地縁団体

◇小学校区単位ごと等の地域自治組織(まちづくり協議会)

◇NPO等の市民活動団体

◇その他()

※各種団体や活動を規定するか？ はい いいえ

その内容は？()

参考:他の自治体では

【日進市】

(市民自治活動)

第 16 条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

2 市民は、NPO 等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

4 市の執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

5 前項に規定する市民自治活動の支援に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

【一宮市】

(協働によるまちづくり)

第 13 条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(地域活動団体)

第 14 条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加

しやすいように活動を行います。

- 4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第 15 条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

- 2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。
- 3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第 16 条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

【大口町】

※上で挙げたとおり、「地域自治組織」について、具体的に規定。

【岩倉市】

(市民自治活動)

第 11 条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努めるものとします。

- 2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めるものとします。
- 3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、これらを守り育てることに努めるものとします。
- 4 市民と議会及び執行機関は、市民が第 1 項及び第 2 項の活動を通じて地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとします。
- 5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとします。
- 6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとします。

【高浜市】

(地域内分権の推進)

第 16 条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第 17 条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

- 2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。
- 3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

【伊賀市】

(住民自治の定義)

第 21 条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

- 2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第 22 条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

(住民自治に関する市の役割)

第 23 条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

- 2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

【名張市】

(コミュニティ活動)

第 33 条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

- 2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第 34 条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

- 2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。
- 3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。
- 4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。
- 5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第 35 条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

【安城市（参考）】

(コミュニティ)

第 15 条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。

- 2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てるよう努めます。
- 3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。

■住民投票制度は、市政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するもので、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を反映させるための直接民主主義の制度です。

■1996年に新潟県巻町で最初の住民投票（東北電力の原子力発電所の建設の賛否）が実施されて以来、全国でも多くの自治体で住民投票が行われています。

1. 住民投票制度の概要

住民投票制度には、以下のような3つの種類があります。

(1) 憲法に基づくもの

①地方自治特別法の制定【日本国憲法第95条】

地方自治特別法とは、特定の地方公共団体のみに適用される法律であり、この法律を制定する時は、国会の議決に加え、地方公共団体の住民による投票を実施し、その結果過半数の同意を得なければ制定できないとされています。

過去に19の地方自治体にかかわる地方自治特別法が15例制定されています。

⇒「広島市平和記念都市建設法」、「長崎国際文化都市建設法」、「首都建設法」、「旧軍港市転換法」など

②憲法改正の承認に係る国民投票【平成22年5月施行】

日本国憲法96条では、憲法改正の承認に係る国民投票について規定されています。両院それぞれの本会議にて総議員の2/3以上の賛成で国会が憲法改正の発議を行い、国民投票においてその過半数の賛成があった場合、憲法が改正されます。

日本国憲法96条に定める日本国憲法の改正関する手続きを内容とする「日本国憲法の改正手続きの法律（憲法改正国民投票法）」は、平成22年5月18日に施行されています。

(2) 法律に基づくもの

①地方自治法に基づく住民投票

ア) 議会の解散請求【地方自治法第76条～78条】

地方公共団体の1/3（その総数が40万人を超える場合は、その超える数に1/6を乗じて得た数と40万人に1/3を乗じて得た数を合算して得た数）以上の者の連署をもって、地方公共団体の選挙管理委員会に対し、地方公共団体の議会の解散を請求することができます。また、投票の結果、過半数の同意があった時は、地方公共団体の議会は解散しなくてはなりません。

イ) 議員または長の解職請求（リコール）【地方自治法第81条～83条】

地方公共団体の1/3（その総数が40万人を超える場合は、その超える数に1/6を乗じて得た数と40万人に1/3を乗じて得た数を合算して得た数）以上の者の連署をもって、地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の議員又は長の解職を請求することができます。また、投票の結果、過半数の同意があった時は、地方公共団体の議会の議員又は長はその職を失うことになります。

②市町村合併特例法【第4条、第5条】

自治体が合併しようとする場合に、様々な事項を協議する合併協議会の設置に関する住民の請求について、市町村合併特例法第4条及び第5条に規定されています。

第4条は、一つの合併関係市町村（合併請求市町村）への合併協議会設置請求について、第5条は、全ての合併関係市町村（同一請求関係市町村）への合併協議会設置請求について規定しており、どちらも投票において過半数の賛成があった場合には、合併協議会設置について議会が可決したものとみなされます。

⇒有権者の総数の1/50以上の連署で協議会設置請求→否決→1/6以上の連署で住民投票を実施→結果は拘束

(3) 条例に基づくもの

自治体にとって重要な事案について直接住民の意思を問うため、住民投票条例を制定し、投票を実施する自治体が増えています。総務省自治行政局の調査（平成22年10月）によると下表のとおりです。

▼実施状況

根拠	都道府県	市町村
(1)法律（合併特例法）	0	53（53）
(2)条例	1	400（378）
(3)要綱、その他	0	14（14）
計	1	467（445）

（昭和57年7月の高知県窪川町での住民投票以降の投票実施数（平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答に基づく。））。地方自治法に基づく解散・解職の投票、は除く。カッコ内は、うち市町村合併に係る住民投票の数。）

▼制定件数

	都道府県	市町村
(1)市町村合併に係る住民投票についての条例	0	417
(2)市町村合併以外の個別の争点に係る条例	1	27
(3)(1)(2)以外の条例（いわゆる常設型住民投票条例を含む。）	2	161
計	3	605

（平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答（各団体が把握しているもので、すでに廃止されたものも含む。）に基づく。）

条例に基づく主な住民投票としては、以下のものがあげられます。

◆市町村合併

平成14年3月 合併の是非・枠組み（滋賀県米原町）

平成16年8月 合併の賛否（宮城県三本木町）

◆国や県の施策に関連するもの

平成8年8月 原子力発電所の賛否（新潟県巻町）

平成18年3月 在日米軍再編に伴う空母艦載機移転受け入れの賛否（山口県岩国市）

◆自治体固有の課題に関するもの

平成9年6月 産業は雨域物最終処理場の賛否（岐阜県御嵩町）

平成19年12月 地域交流センター建設の賛否（千葉県四街道市）

平成22年11月 総合文化会館建設の賛否（長野県佐久市）

① 条例制定の直接請求等により制定される住民投票条例に基づく住民投票

個別設置型（非常設型）

【地方自治法 74 条（住民）、第 112 条第 1・2 項（議会議員）、149 条第 1 号（長）】

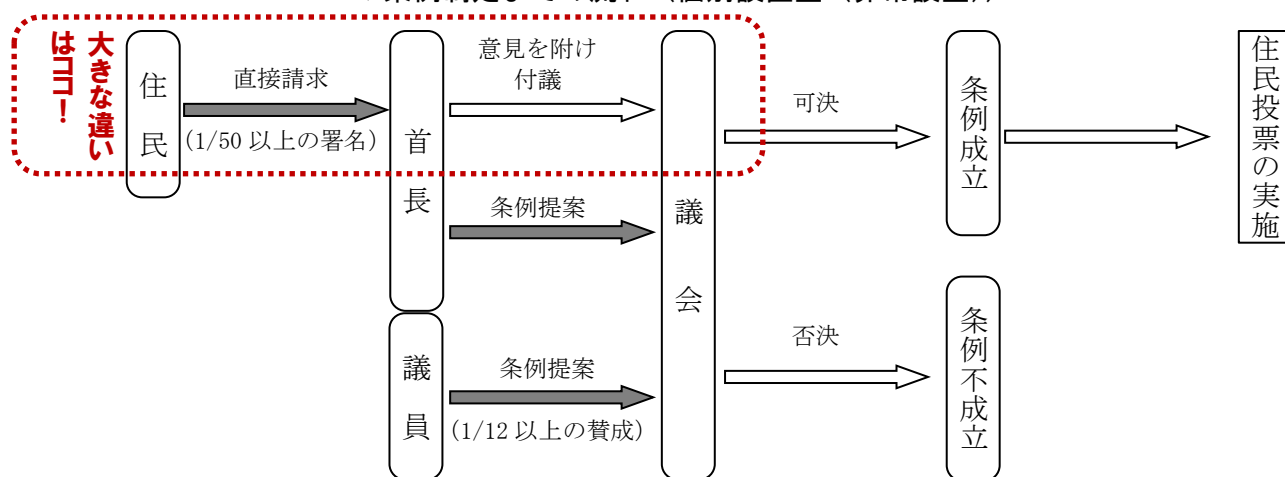
ア) 条例の制定・改廃請求の直接請求制度を活用した住民発意による住民投票条例の制定【地方自治法 74 条】

住民は有権者数の 1/50 の署名をもって条例の制定（または改廃）を請求することができます。請求が有効な場合は、長は住民から提出された条例案に意見を付し、議会に付議することとされています。この制度を利用して、住民が「住民投票条例」の制定を要求し、議会が住民投票条例議案を可決した時は、住民投票が実施されることになります。

イ) 首長または議員による住民投票条例の制定【第 112 条第 1・2 項（議会議員）、149 条第 1 号（長）】

地方自治法に則った条例の制定手続きを行い、首長（自ら発議）または議員（議員定数の 1/12 以上の賛成による条例提案）が条例案を提出し、議会が住民投票条例議案を可決した時は、住民投票が実施されることになります。

▼ 条例制定までの流れ（個別設置型（非常設型））



これは、住民の意思を確認する必要がある場合に、長や議員の提案又は住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て制定される「個別設置型」の住民投票条例です。

住民投票の必要性を案件ごとに議会審議することから、制度の乱用を防止できると言われている反面、実施するまでに時間を要する点や市民が請求しても議会で住民投票を否決した場合は実施できないという点が欠点として指摘されています。

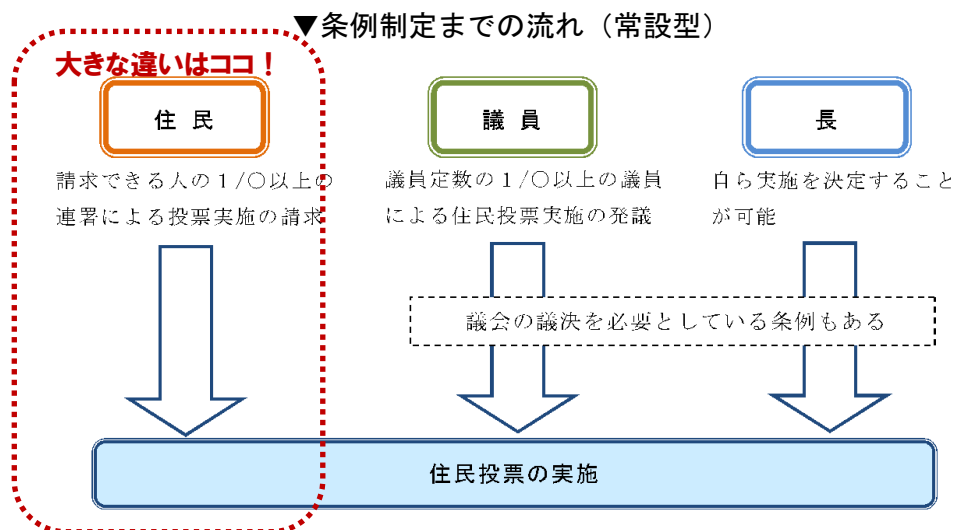
② 常設型住民投票条例に基づく住民投票 **常設型**

住民投票の対象事項や発議の方法等を予め定めた住民投票条例を常設しておくタイプの条例です。要件が満たされれば、議会での議決を経ずにいつでも住民投票を実施できる反面、制度の乱用の恐れなどを懸念する意見もある一方で、署名を有権者の 1/50 以上よりも厳しくすれば問題ないという考えもあります。

【参考】

- 小牧市の「図書館建設住民投票条例（H27 年 10 月に実施し、投票率約 50.4%で反対が有効投票数の約 56.4%）」は、個別設置型条例です（署名数：5,713 名）。
- 日本初の常設型住民投票条例（H14 年 9 月施行）を制定している高浜市では、平成 28 年の 7～8 月にかけて住民投票条例に基づき、投票実施に必要な住民投票資格者（18 歳以上）平成 28 年 11 月に「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票が実施されましたが、投票率

が 50%未満であったため、不成立となり、開票は行われませんでした。これは、同条例第 23 条（住民投票の成立要件等）で「住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。」と規定されているためでした。



2. 長久手市の自治基本条例では、住民投票条例をどのように扱うか？【論点】

■住民投票をどのように規定するか？

- 常設、詳細まで条例に規定する ⇒ ◆方法1
- 常設、委任条例で規定する ⇒ ◆方法2
- 念押し規定とする ⇒ ◆方法3
- 書かない ⇒ ◆方法4

【Point】

◆方法1：常設型の住民投票条例を自治基本条例内に詳細に定める

- 大口町では、常設型の住民投票をまちづくり基本条例内に詳細に規定しています。
- このようなタイプは、全国的にも稀なケースです。

◆方法2：常設型の住民投票条例を別途委任条例として定めることを自治基本条例内に定める

- 日進市（自治基本条例制定後に常設型を制定済）や東郷町（未制定）、岩倉市（未制定）、高浜市（自治基本条例以前に全国初で制定済）については、常設型の住民投票条例の制定を想定した（と解釈できる）条文が自治基本条例に位置づけられています。いずれも委任条例として、別途定める条例に委ねています。
- 大和市（制定済み）は、基本事項は自治基本条例でもある程度位置づけていることが特徴的ですが、基本的には委任条例的な規定になっています。

◆方法3：個別設置型（非常設型）の住民投票条例をその都度定めることができることを自治基本条例内に定める

- みよし市や豊田市、安城市、一宮市、伊賀市、名張市では、個別設置型（非常設型）の住民投票条例を自治基本条例に位置づけています。これらは、地方自治法の 74 条に規定される「条例の制定改廃」に関する直接請求権を念押し規定的に位置づ

論点

けているものであると解釈されます。

○それを明快に念押し規定的に位置づけているのが「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」であると思われます。また、伊賀市もある程度明快に念押ししています。名張市も伊賀市とほぼ同様ですが、署名者に永住外国人を含めているなど、一部地方自治法を超えた内容になっています。

◆方法4：住民投票を自治基本条例内で全く扱わない・書かない

○結果としては、③と同様。

参考：他の自治体では

【大口町】

(住民投票にかけることができる重要事項)

第18条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項（この後、「重要事項」といいます。）は、現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとします。ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項から除きます。

- (1) 町の執行機関の権限でない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の住民又は地域に係る事項
- (4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項
- (5) 第1号から第4号に定めるもののほか、住民投票にかけることが適当でない認められる事項

(住民投票の投票権がある者)

第19条 住民投票の投票権がある者（この後、「投票資格者」といいます。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。この後、「公職選挙法」といいます。）第22条の選挙人名簿に登録されている者として、ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。

(住民からの請求による住民投票)

第20条 投票資格者は、前条の投票資格者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

(住民投票の形式)

第21条 前条第1項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。

(住民投票の実施)

第22条 町長は、第20条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を大口町公告式条例（昭和25年大口村条例第3号）第4条に基づき告示しなければなりません。

2 町長は、前項の規定による告示の日から数えて90日以内に投票日を定め、住民投票を実施するものとします。

(住民投票の成立要件等)

第23条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行わないものとします。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとします。

(投票結果等の告示及び通知)

第24条 町長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第20条第1項の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。

(請求の制限期間)

第25条 この条例による住民投票が実施された場合（第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。）には、その投票結果の告示の日から3年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、第20条第1項の規定による請求を行うことができません。

(投票結果の尊重)

第26条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければなりません。

(投票及び開票)

第27条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）や公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）と大口町公職選挙管理規程（昭和42年選管規程第1号）の例によるものとします。

【日進市】

第7章 住民投票

（住民投票）

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。
- 3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、**別に条例で定めるもの**とします。

【東郷町】

第16条 東郷町における特に重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要があるときは、投票の資格を有する町民の請求又は議会若しくは町長の発議により、住民投票を実施することができます。

- 2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定めます。

【岩倉市】

（住民投票）

第12条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、**別に条例で定めるもの**とします。
- 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません

【高浜市】

（住民投票）

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、**別に条例で定めるところ**により、住民投票を実施することができます。

【大和市】

（住民投票）

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
（住民投票の請求等）

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。
- 6 **住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。**

【みよし市】

第19条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、**事案ごとに条例で定めるところにより、**住民投票を実施することができます。

- 2 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

【豊田市】

第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例は、**それぞれの事案に応じ**、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格 要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

【安城市】

(住民投票)

- 第17条 市長は、市政の特に重要な事項について、直接市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他住民投票の実施に必要な事項については、**その都度、別に条例で定め**ます。
- 3 議会及び市長その他の執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

【一宮市】

- 第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 前項の条例には、**それぞれの事案に応じ**、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。
- 3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

【柏崎市市民参加のまちづくり基本条例】

(市民投票)

- 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。
 - (1) 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。
 - (2) 議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。
 - (3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。
- 2 市民投票の実施に関し必要な事項は、**その都度前項の条例**で定める。
- 3 市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

【伊賀市】

(市民投票の原則)

- 第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。
- 2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。
- 3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

(市民投票の実施)

- 第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。
- 2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の**投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。****この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。**

【名張市】

(住民投票)

- 第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関し必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
(住民投票の発議及び請求)
- 第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。
- 2 市長は、前項の請求があつたときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

- 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の1/2以上の賛成（発議者を含む。）を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- 4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む1/8以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

3. 参考（住民投票条例検討の主な論点）

住民投票制度の制度設計を行うにあたっては、下表のような論点に基づき、詳細な検討が求められます。

なお、今回の自治基本条例検討にあたっては、住民投票について詳細に考えて、検討していくための時間を用意していないのが現状です。

主な論点項目	論点のポイント
①投票結果の効力	拘束型とするか、非拘束型（諮問型）とするか。
②投票の種類	表決型にするか、発案型（表決・発案型）とするか。
③投票対象事項	ネガティブリストを設けるか、ポジティブリストにすべきか、双方とも設けないか
④請求・発議権者とその要件	○住民（市民）：署名の要件をどうするか（有権者の1/50以上～1/3以上の範囲のどれが適切か）。永住外国人も含めるか。 ○首長、議員の発議の要件はどうか。 ○議決を要する規定とするか。
⑤投票資格者の範囲	○年齢をどうするか。選挙権者（18歳以上）とするところが多いが、16歳以上としている自治体もみられる。 ○有権者とするのか、永住外国人も含めるか。住所要件はどうか。
⑥投票方式	○二者択一方式でよいかどうか。
⑦成立要件	○投票資格者数の1/3や1/2以上の投票で成立にするという自治体もあれば、規定を設けていない自治体もある。 ⇒ボイコット運動につながる可能性もある。 ○投票率が下回った場合には、開票しないことを規定している条例もある。⇒費用が無駄になる。 ○また、投票率ではなく、得票率を要件とする方法も考えられる。この場合、賛否いずれか過半数となった結果が、一定の得票率（投票資格者の1/4以上など）に達したときには投票結果に尊重義務が生じるという規定を設けることになる。
⑧情報提供、投票運動	○投票実施にあたっての情報提供方法（あるいは、熟議の期間）や投票運動の規制に関する事項をどうするか。